

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号、以下「労災保険法」という。）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、一般事務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し、「うつ病、身体表現性障害」と診断された。
- 3 本件は、請求人が休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを認め、給付基礎日額を〇円として支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人がこれを不服として、本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、本件処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

休業補償給付の支給に関する処分における給付基礎日額が、監督署長において算出した〇円を超えるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。

この場合の「支払われた賃金の総額」とは、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、算定事由発生日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解されているところ、当審査会においても、同取扱いは妥当であると考えます。

(2) 請求人及び再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。両者を併せて以下「請求人ら」という。）は、監督署長が請求人の平均賃金の算定に当たり、割増賃金の算定基礎に算入すべき「職務手当」を固定残業代として認めたことにより、給付基礎日額を本来より低い額に算定するという誤りを犯した旨主張しているため、以下検討する。

(3) 会社の割増賃金の支払方法についてみると、会社の賃金規程では、①基本給とは別に「職務手当」を設け、②当該手当は、時間外労働、法定休日労働及び深夜労働に係る割増賃金を定額で支給するとし、③さらに、当該支給額が実労働時間による算定額より不足する場合は別途支給するとしている。

また、請求人の給与明細書によると、請求人の「職務手当」は毎月定額の〇円となっている。

(4) 請求人らは、請求人が受け取っていた賃金は、総額〇円という金額だけを口頭で約したものに過ぎず、「職務手当」が固定残業代として設定された事実はなく、請求人にはその認識はなかったと主張している。

しかし、会社の賃金規程には、「第〇章基本給」、「第〇章手当等」のほか、「第〇章時間外、休日及び深夜労働手当」と称する章において、「第〇条

職務手当」という項目が設けられ、要旨、時間外労働の見込時間分であると明記されている。さらに、当該月において見込時間を超える場合には、その差額を別途支給する旨規定されており、職務手当が、いわゆる「固定残業代」としての性格を有するものであることは明らかであるといわざるを得ない。この点、請求人らは、当該手当が固定残業代であるとの認識はなかった旨を主張するが、会社代表者は、会社人員が減少した際に、要旨、「労働時間を従前から変更しない代わりに賃金額も据え置くか、労働時間の増加を了解のもとに賃金額を月額〇円に引き上げる措置を取るか、請求人の意向を確認した。その上で、請求人本人の了解のもとに賃金額を引き上げることとなった。」と述べている。同申述は具体性があり、また、相当期間において、当該手当の支給に対して、請求人が異論を述べていたとの事実は確認し得ないことに照らすと、職務手当は、一定の時間外労働に対して、その有無にかかわらず支払われる固定残業代としての性格を有することについて、請求人が了知していたことは疑いがないものと判断する。したがって、請求人らの主張は認められないものである。

(5) 監督署長は、客観的に確認できた時間外労働時間等の時間数に基づいて、割増賃金を計算の上、平均賃金の算定を行っているものであり、当審査会としても、当該算定は妥当なものであると判断する。

(6) したがって、請求人らが主張するような新たに割増賃金の算定基礎に含めるべきものは認められず、当審査会は、監督署長が認定した給付基礎日額は妥当であるものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。